

# 山梨県連技能資格取得助成制度 申請書



山梨県建設組合連合会 会長 殿

私は、下記の資格または免許（以下、資格等）を新規に取得したので山梨県連の「技能資格取得助成制度」の申請をいたします。

## ◆支給対象者情報（資格等を取得した本人の情報）

取得資格名	<input type="checkbox"/> 技能士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 施工管理技士		
申請年月日	年 月 日	所属支部	<input type="checkbox"/> 甲府 <input type="checkbox"/> 山梨 <input type="checkbox"/> 塩山 <input type="checkbox"/> 大月
ふりがな			<input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 北麓 <input type="checkbox"/> 甲南 <input type="checkbox"/> 中央
氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職種	

## ◆奨励金の受取方法（①～③のどれかにチェックして必要事項を記入してください）

①  県連窓口による受領を希望 ※奨励金の支払い準備が整い次第連絡します

連絡先	(携帯番号) :	(本人との関係) :
-----	----------	------------

②  振込による受領を希望（資格等を取得した本人名義の口座に限る）

※振込手数料は申請者負担となります（負担額は裏面参照）

金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

③  所属支部経由による受領を希望（「県連」→「所属支部」→「申請者」のルートです）

## ◆添付書類

①資格取得を証明する書類のコピー（合格証書、合格通知書、資格証明書、免許証の写し）

≪組合記入欄≫

組合費	国保保険料	労働保険料	建退共証紙代	支給処理日	承認印
確認日 / 確認者 Ⓜ	確認日 / 確認者 Ⓜ	確認日 / 確認者 Ⓜ	確認日 / 確認者 Ⓜ	処理日 / 確認者 Ⓜ	Ⓜ

受領日	年 月 日	受領印	Ⓜ
-----	-------	-----	---

## ◆山梨県連技能資格取得助成制度 対象資格

### 技能士：5,000円

- ・山梨県連所属の組合員の建設関係職種毎に対応した技能士資格全般を対象とする。
- ・特級／1級／2級／3級／単一等級

### 建築士：5,000円

一級建築士（構造設計一級／設備設計一級）、二級建築士、木造建築士

### 施工管理技士：5,000円

建設機械施工技師（1級／2級（第1種～第6種）、土木施工管理技士（1級／2級（土木／剛構造物塗装／薬液注入）、建築施工管理技士（1級／2級（建築／躯体／仕上げ）、電気工事施工管理技士（1級／2級）、管工事施工管理技士（1級／2級）、造園施工管理技士（1級／2級）

## ◆振込による受領について

奨励金の受領をお振込みで希望された方につきましては、振込手数料は申請者負担とさせていただきます。奨励金額から下表の振込手数料を差し引いた額をお振込みいたします。予め、ご了承ください。

### 【振込手数料】

山梨信用金庫		左記以外の金融機関
本店	他支店	
無料 (支給額 5,000円)	108円 (支給額 4,892円)	324円 (支給額 4,676円)

### 山梨県連技能資格取得助成制度（抜粋）

1. 組合員の技術・技能の向上を図る事を目的とし、「技能士」「建築士」「施工管理技士」資格の取得を推進する。併せて組織拡大事業との連携を進める。
2. 県連加入組合員の全員・全職種を対象とする。
3. 組合員1人に対し1資格取得につき1回／5,000円を奨励金として支給する。
  - 上位資格を順次取得した場合は、合格の都度支給する。  
(例 3級⇒2級⇒1級)
  - 対象者が他職種の技能士資格を取得した時も同様とする。  
(例 大工⇒左官、板金⇒鉄骨等、塗装⇒防水)
4. 対象者は所定の奨励金交付申請書に必要事項を記入の上、資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書等の写し）を添えて県連に提出する。※県連は交付申請を確認後支給する。
5. 奨励金の交付は資格取得日から起算して1年以内に県連へ交付申請されたものを対象とする。  
※ただし、平成29年度中（2017年4月から2018年3月）に資格取得した者は、本助成規定の改定による特例措置として2019年12月末までに交付申請されたものを対象とします。
  - 資格取得日とは資格取得を証明する書類に記載がある日付とする。  
(例 平成30年6月15日に資格取得をした場合の原則の申請期限は平成31年6月14日までとなる)